

令和2年度
高知県建設工事技術者研修会テキストの主な改正点

令和2年6月

第1章 平成20年度以降の主な改正点

■P(1-5) 提出書類の簡素化等

○令和2年度から簡素化する下記4項目について、工事提出資料の一部改正表(令和2年度改正)に追記。

- ・21:起工測量における確認表について→添付資料の簡素化。
- ・22:特殊車両の運搬状況写真について→写真管理の簡素化。
- ・23:段階確認について→写真撮影の簡素化。
- ・24:「段階確認」、「材料確認」と「立会」作業について遠隔臨場(ウェアラブルカメラ等)の適用。

■P(1-10~1-16) ICT活用工事の発注について

○ICT活用工事試行要領に基づく、対象工事の発注について通知文書を新たに掲載。

○ICT活用工事試行要領の概要版の掲載から試行要領(抜粋)に変更掲載。

■P(1-33~1-34) 植物系廃棄物(木・竹・草)の除去を発注した場合の処理方法の徹底について(通知)

○令和2年1月24日付け高技管223号の通知文書及び処理フロー図を掲載。

※これに伴い、平成23年1月18日付け22高建管第820号は廃止。

■P(1-43~1-44) 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について(通知)

○高知県土木部が発注する公共工事の現場において、建設現場の遠隔臨場を試行するための「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(高知県案)」を新たに掲載。

第2章 建設工事請負契約書

■P(2-1~2-26) 建設工事請負契約書

○令和2年4月1日施行の民法の改正にあわせて、「建設工事請負契約書」を改正。

第3章 入札契約等に関する取り組み

■P(3-1) 令和2年度 入札・契約制度改正について

○下記の制度改正について掲載

- ・1 建設事業者の働き方改革に向けた入札期間の延長
- ・2 事業量の増大に伴い発生している不調・不落への対応
- ・3 民法の改正に伴う建設工事請負契約書の改正
- ・4 前年度の取り扱いを継続するもの

■P(3-2~3-4) 令和2年度 総合評価方式、評価項目及び配点について

○企業評価型及び施工計画型に県内企業の活用(試行)の評価項目を新たに追加。

■P(3-16) 下請契約の報告について

○2-3)-3 下請の総額の範囲に索道に関する記述を追加。

- ・資材運搬等に設置する索道架設は、建設工事の下請契約となる。

○5 提出資料 → 提出資料の簡素化と統一化を図る。

- ・下請契約締結後、工事監督職員に提出する資料は、施工体制台帳の鏡、施工体系図及び下請契約書の鏡の写しとする。

注)発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設業法に基づき作成する施工体制台帳には、発注者との契約書の写し、下請負人との契約書の写し、技術者の資格証の写し、技術者の雇用関係を証する写し等が必要です。(P3-21参照)

第4章 高知県建設工事共通仕様書

■P(4-5) 共通仕様書 コリンズの登録について

○これまで単価契約工事の総額が500万円以上は登録が必要であったが、単価契約の工事については、コリンズの登録を不要とする。

第6章 検査・監督のポイント

■P(6-5) 完成・中間検査提出書類

○1 受注者

・1-1)-② 提出する写真の紙質「写真用紙」を削除。紙質を問わないようにした。

○2 工事監督職員

・本庁命令の検査における本庁への提出書類(工事・委託)について再整理。

■P(6-8) 完成検査事務処理の流れ(発注者)

○完成検査にかかる事務処理について、本庁命令の場合における注意事項や処理期限など追記及び修正。

■P(6-34~6-38) 高知県建設工事指名停止措置要綱の一部改正について(通知)

○「令和2年4月17日付け元高土政第1331号」最新の要綱に変更。

■P(6-41) 創意工夫・社会性等に関する実施状況について

○別添様式: 創意工夫に関する実施項目の様式を変更

※創意工夫を提出する際に添付する「別添様式」について、工事成績評定要領、別紙1「工事成績採点の考査項目別運用表(5創意工夫、I 創意工夫)」の評価項目との整合を図り様式を変更。

■令和元年度テキスト【P(6-40~6-55)】 良いコンクリート施工のための注意点

○高知県土木部技術管理課ホームページに移行し掲載。

第7章 施工計画

■P(7-3) 打ち合わせ記録

- 1-(13)情報交換等確認方法として、新たに「情報共有システム」のチェック欄を追加。
- 1-(14)その他として、新たに「週休2日制」、「ICT施工」及び「遠隔臨場」のチェック欄を追加。

■P(7-32) 段階確認実施表

- 段階確認をWebで実施した場合の記載例を掲載。

■P(7-39) 安全管理

- 安全管理の組織体制についての注釈を追加。
- ・工事安全衛生管理体制は、工事現場に応じた実効性のある体制を組織することとし、下請けが無い工事では必要のない項目は記載不要。

注)安全・訓練等の管理資料については、検査時に確認させていただきますが、県への提出(納品)は不要です。

第8章 その他資料

■P(8-1) 主要資料等一覧表

- 契約関係 : 7工事カルテ
- ・請負代金額の変更時も登録が必要。
- ・単価契約工事については登録が不要。

■P(8-3) 主要資料等一覧表

- 出来形管理 : 2施工経過図、4出来形管理図表、5使用量一覧表
- ・第1章の1-3ページと表現を統一。

■P(8-4) 主要資料等一覧表

- その他 : 1材料使用承諾願(生コンクリート、アスファルト、各種材料)
- ・第1章の1-3ページと表現を統一。

■P(8-23) 工事日誌

- 工事日誌の記載開始日及び工事着手日の作業内容について、注釈を追加。

■P(8-84~8-85) 建物解体時の規制が強化のパンフレットについて

- フロン排出抑制法の改正(2020年4月施行)による規制強化のパンフレットを新たに掲載。